

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について (株式会社クリタエიმデリカ)

農林水産省は、株式会社クリタエიმデリカ（法人番号：1030001063868）から提出された「事業再編計画」について、令和2年12月24日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の認定

株式会社クリタエიმデリカから提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、令和2年12月24日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による低利融資、設備投資に係る割増償却を受けることが可能となります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

2. 事業再編計画の概要

株式会社クリタエიმデリカは、老朽化した住宅地域の既存工場から新設工場に移転することで事業拡大を目指し、生産体制と物流の強化・効率化を図ります。また、販売先からの商品ニーズに対応できる商品設計力・開発力を活かして生産性の向上及び高付加価値商品を作り、販売エリアを関東中心に東北・甲信越・東海・関西に拡大し、製造量及び販売量の拡大を目指し、生産者の経営安定・発展につなげます。

3. 事業再編計画の実施時期

開始時期：令和3年2月

終了時期：令和7年3月

4. 申請書の概要

名称：株式会社クリタエიმデリカ

住所：埼玉県越谷市大沢3271番地

代表者：代表取締役社長 栗田 美和子

資本金：9000万円

添付書類

株式会社クリタエიმデリカの事業再編計画の概要
認定事業再編計画の内容の公表

【お問合せ先】
食料産業局食品製造課外食産業室
担当者：薄井、栗田
代表：03-3502-8111（内線4352）
ダイヤルイン：03-6744-7177
FAX：03-3502-5336

株式会社クリタエიმデリカの事業再編計画の概要

麺類及び多種多様な惣菜製造を行っている株式会社クリタエიმデリカは、老朽化した住宅地域の既存工場から新設工場に移転する。

これに加え、**新設工場では製麺設備・自動野菜洗浄機を導入し、生産体制の強化・効率化を図るとともに、国産原材料を使用した新商品を開発・製造し、国産農産物の調達量の増加**を図り、生産者の経営安定・発展につなげることを目指す。

<事業再編計画概要>

【実施時期】 令和3年2月～令和7年3月

(株)クリタエიმデリカ

- ・既存工場の施設撤去・一部廃棄、新設工場への移転と新設備導入
- ・国産原材料を使用した新商品の開発・製造
- ・国産農産物調達量の増加

融資

日本政策金融公庫

設備投資に係る割増償却

【目標】

(農産物流通等の合理化)

国産小麦の使用量 R2:480トン→R7:610トン

国産ネギの使用量 R2:127トン→R7:155トン

(生産性の向上)

従業員1人当たりの付加価値額 R3:6.3百万→R7:7.4百万

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和2年12月24日

2. 認定事業再編事業者名

株式会社クリタエイムデリカ

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

(株)クリタエイムデリカは、麺類及び多種多様な惣菜製造を行っており、老朽化した住宅地域の既存工場から新設工場に移転することで事業拡大を目指し、生産体制と物流体制の強化・効率化を図る。また、販売先からの商品ニーズに対応できる商品設計力・開発力を活かして生産性の向上及び高付加価値商品を作り、販売エリアを関東中心に東北・甲信越・東海・関西に拡大し、製造量及び販売量の拡大を目指す。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

①農産物流通等の合理化に関する数値目標

新設工場では製麺設備・自動野菜洗浄機を導入し、生産体制の強化・効率化を図る。また、国産原材料を使用した新商品を開発・製造し、国産農産物の使用品種を拡大し、使用量を増加させる。

具体的には、JAほくさいとの取組みにより、埼玉県産「あやひかり」のたんぱく値を上げ、弾力感のあるうどんを開発し、更に、新設工場で大型車両の受入れが可能になることを活かし、大津市公設卸市場仲買と連携で国内の地域商品の取り扱いを開始し、多品種の国内野菜を使用したメニュー開発販売を行うことで、国産小麦の使用量を令和2年度の480トンから令和7年度には610トンに増加させ、また国産ネギの使用量も令和2年度の127トンから令和7年度には155トンに増加させることにより、生産者の経営安定、発展に寄与。

②生産性の向上を示す数値目標

令和3年度に比べて令和7年度には、従業員一人当たり付加価値の値を6.3百万円から7.4百万円へと15%向上させる。

③財務内容の健全性の向上を示す数値目標

財務内容の健全性の向上に関しては、令和7年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を上回る。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

その他の飲食料品の製造事業（惣菜製造業）

②実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

既存工場の施設の撤去及び設備の一部廃棄。

（事業の方式の変更）

株式会社クリタエイムデリカの老朽化した既存工場を撤去し、新設工場を草加工業団地へ移管させ新規設備を導入することにより、商品需要の拡大に対応できる生産体制をつくり生産性の向上を図る。

新設工場では製造ラインを増設し生産量を増加させるとともに、アレルギーの「そば」を隔離することで他の商品にアレルギー影響を与えない商品を作り、更にHACCPを現状のJFS-BからJFS-Cの認証される工場にする。

消費者に求められている「野菜が多い」「国産食材」をキーワードにした惣菜商品を開発・生産し、国産農産物の調達量の増加を図る。

(2) 事業再編を行う場所の住所

埼玉県草加市柿木町 1507（仮）

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和3年2月

終了時期：令和7年3月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に充てる予定の従業員数 292 名

上記中、新規採用される従業員数 165 名

事業再編に伴う出向者：なし

事業再編に伴う解雇者：なし

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第 1 条第 1 項の要件		
十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄資産の譲渡又は譲受け	撤去する施設とその内容：本社工場（埼玉県越谷市大沢）の工場建屋と一部設備 帳簿価格：221 百万円 撤去期間：令和 4 年 3 月 撤去比率 100% 撤去する施設とその内容：本社工場（埼玉県越谷市大沢）の一部施設 帳簿価格：155 百万円 撤去期日：令和 4 年 3 月 撤去比率 44.5%	
法第 2 条第 5 項第 2 号の要件		
農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化	・新工場では商品需要の拡大に対応できる生産体制を作り、生産性の向上を図ることで、販売エリアを東北・甲信越・東海・関西へ伸ばす。 ・新工場では製造ラインを増設し生産量を増加させるとともに、アレルギーの「そば」を隔離し、他の商品にアレルギー影響を与えない商品を作り、H A C C P を現状の J F S - B から J F S - C の認証される工場にする。 ・消費者に求められている「野菜が多い」「国産食材」をキーワードにした惣菜商品を開発・製造し国産農産物の調達量の増加を図る。	法第 25 条第 1 項（株式会社日本政策金融公庫による長期・低利の資金の貸付） 租税特別措置法第 46 条の 2（認定事業再編計画に基づく事業再編促進設備への投資に関する割増償却）